

青森県報

第五百十四号

令和四年
九月二十一日
(水曜日)

目次

○ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………
男女少年・
参画課……………

○ 保安林の指定施業要件の変更予定……………
林政課……………

○ 右 同……………
同……………

公 告

○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………
構造政策課……………

○ 農用地利用配分計画の認可……………
同……………

告 示

青森県告示第五百十号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種 別	名 称	発行者 (製 名)	該当条項
----------	-----	-----	--------------	------

二三三六	書籍	終末のハレム ISBN九七八一四一〇八一 八八二八五三一四	株式会社集英社	第十二条第一 項第一号
二三三三		侯爵嫡男好色物語 異世界ハレム英雄戦記 ISBN九七八一四一八〇〇一 一九八八一五	株式会社マツ グガーデン	
二三三〇		マギール犬Jr. ISBN九七八一四一八四五八一 五八八三一五	株式会社リイ ド社	第十二条第一 項第一号及び 第二号
二三二七		芸能お宝最新特報 BUZOOOON!!! ISBN九七八一四一八九二一七 一六七二一七	株式会社イン テルフィン	第十二条第一 項第一号
二三二四		芸能S級お宝特ホウ V.I.I.P!!! VOL.三 雑誌〇一九六八一九	株式会社イン テルフィン	

青森県告示第五百十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡野辺地町字柴崎一〇の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡野辺地町字柴崎一〇の五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形一の一 五十嵐 禎史	新深浦町第一区	内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてたい及ぶりをとる漁業及び底建網漁業
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形一〇 大川 清光	協同組合の区域のうち、大字北金ケ沢、大字田、大字北金ケ沢、大字磯及野瀬、大字磯及合瀬、大字千浜の区域	底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形四〇 伊藤 鉄雄	新深浦町第二区	小型定置漁業及び小型定置漁業と併せ営む漁業
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形四〇 大川 公則	新深浦町第二区	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形四〇 吉田 貞四	協同組合の区域のうち、大字北金ケ沢、大字田、大字北金ケ沢、大字磯及野瀬、大字磯及合瀬、大字千浜の区域	底建網漁業

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	田	六、九八九
三戸郡田子町大字関字在家平四二	田	一、〇二八

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
三戸郡田子町大字関字下夕川原五七	令和五年一月	三年	一三六、二〇〇
三戸郡田子町大字関字在家平四二	令和五年一月	三年	一九、八〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十月五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に關する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年九月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
太田 康彦	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字外童子字中畑一の一ほか四筆
太田 康彦	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字外童子字船越六の二
太田 康彦	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字外童子字下川原四の二の一
太田 康彦	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下七の一ほか五筆

小林農事株式会社	土本 励子	有限会社平葭建設	川門前 俊文	太田 康彦	阿部 悟	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦	太田 康彦
上北郡七戸町	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村	三戸郡南部町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町
上北郡七戸町字八ヶ田一八七ほか五筆	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一五一の一ほか二筆	三戸郡新郷村大字戸来字新田平一九	三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川上谷地四二ほか一筆	東津軽郡平内町大字外童子字船越四三	東津軽郡平内町大字山口字明神二二ほか五筆	東津軽郡平内町大字外童子字葛派平二の一ほか二筆	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下一八の二	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下一八の一	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下七の二ほか三筆	東津軽郡平内町大字外童子字中畑三四ほか二筆	東津軽郡平内町大字外童子字下川原三二の二ほか一筆	東津軽郡平内町大字外童子字下川原八の一ほか二筆	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下二	東津軽郡平内町大字外童子字下川原一三ほか三筆	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下四の二	東津軽郡平内町大字外童子字杉ノ下四

小林農事株式会社
 上北郡七戸町
 上北郡七戸町字和田下一の四ほか五筆

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円